

多治見市の環境・廃棄物

令和2年度版

(令和元年度実績)



多治見市環境キャラクター
地球を「まちる」くん

多治見市環境文化部環境課

目 次

<はじめに>	1
本市における廃棄物行政の変遷	2
1 家庭ごみの区分 (2 3分別+1区分)	3
2 ごみ処理のながれ	4
3 ごみ処理量の推移	5
4 ごみの資源化状況	6
(1) 市の回収による資源化	6
①リサイクルステーションでの資源収集	6
②持込みによる資源収集	6
(2) 市による回収前の資源化	7
①資源集団回収	7
②家庭での生ごみ処理状況	7
5 家庭ごみの収集	8
(1) 収集システム	8
(2) 家庭ごみの状況	9
6 事業系ごみの状況	10
7 不法投棄対策	10
8 資源の売り出し	11
9 廃棄物処理に掛かる経費	12
10 廃棄物処理施設	13
(1) 三の倉センター (中間処理施設)	13
(2) 大畑センター (最終処分施設)	15
(3) 笠原クリーンセンター (最終処分施設)	16
(4) 堆肥化センター (中間処理施設)	17
11 し尿処理施設 (月見センター)	19
12 廃棄物処理施設における環境測定状況	21
(1) 三の倉センター	21
(2) 大畑センター	22
(3) 笠原クリーンセンター	24
13 ごみ減量化の取り組み	26

<はじめに>

本市では、昭和 58 年から缶・金属類、ビン類の分別収集を開始し、平成 3 年 4 月から古紙と古着類の資源集団回収（奨励金制度）を実施してきました。また、平成 9 年 1 月から有料指定ごみ袋制及び粗大ごみシール制を導入しました。

こうした中でも、本市のごみ処理施設の状況は、埋立処分場を他都市や民間施設に依存し、早急な対応が課題となっていました。平成 10 年度、環境庁（現：環境省）のモデル都市として「循環型社会システム構想」を策定し、平成 12 年 4 月から資源ごみの種類を増やし、23 分別による資源収集に変更し、市をあげてごみの減量化に取り組んでいます。平成 15 年に焼却場を資源化率の高い直接溶融型の焼却炉に更新し、平成 18 年には堆肥化センターの運営を開始。平成 22 年 6 月から管理型最終処分場（クローズ型）の運営を開始し、自己完結型の施設群を整備するに至りました。

また、平成 22 年 12 月から家庭用陶磁器リサイクルの導入試験として拠点回収、平成 24 年度から「23 分別+1 区分」として陶磁器食器のリサイクルステーションでの収集を開始しました。平成 23 年度においては、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の制定・施行に先駆け、国のモデル事業として、小型家電の分別リサイクルに取り組むとともに、スーパーや食品製造業者と連携して取り組む、国の食品リサイクルモデル事業に参画しました。食品ロスの削減を目指し、平成 31（2019）年度から岐阜県が始めた「ぎふ食べきり運動」に市内からも協力店を募りました。

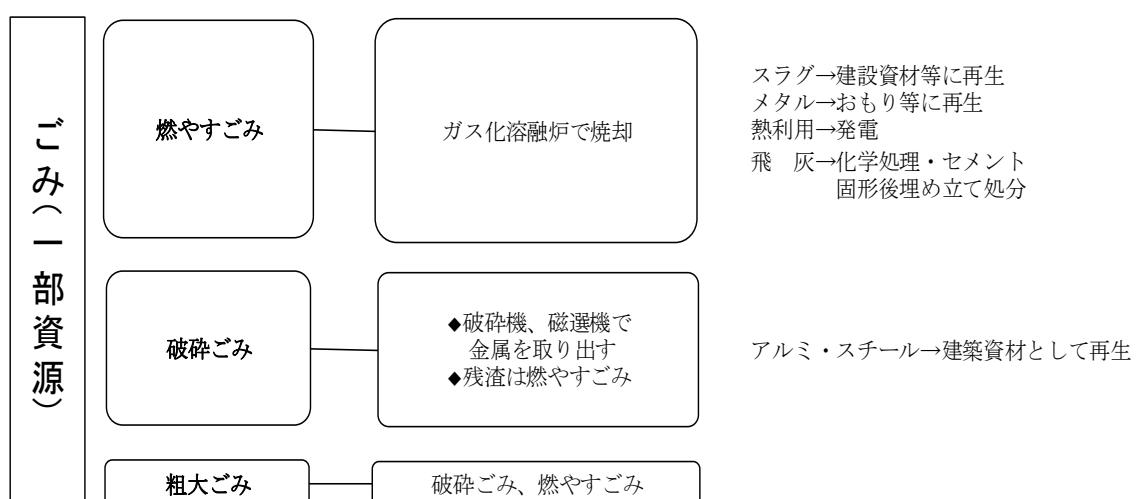
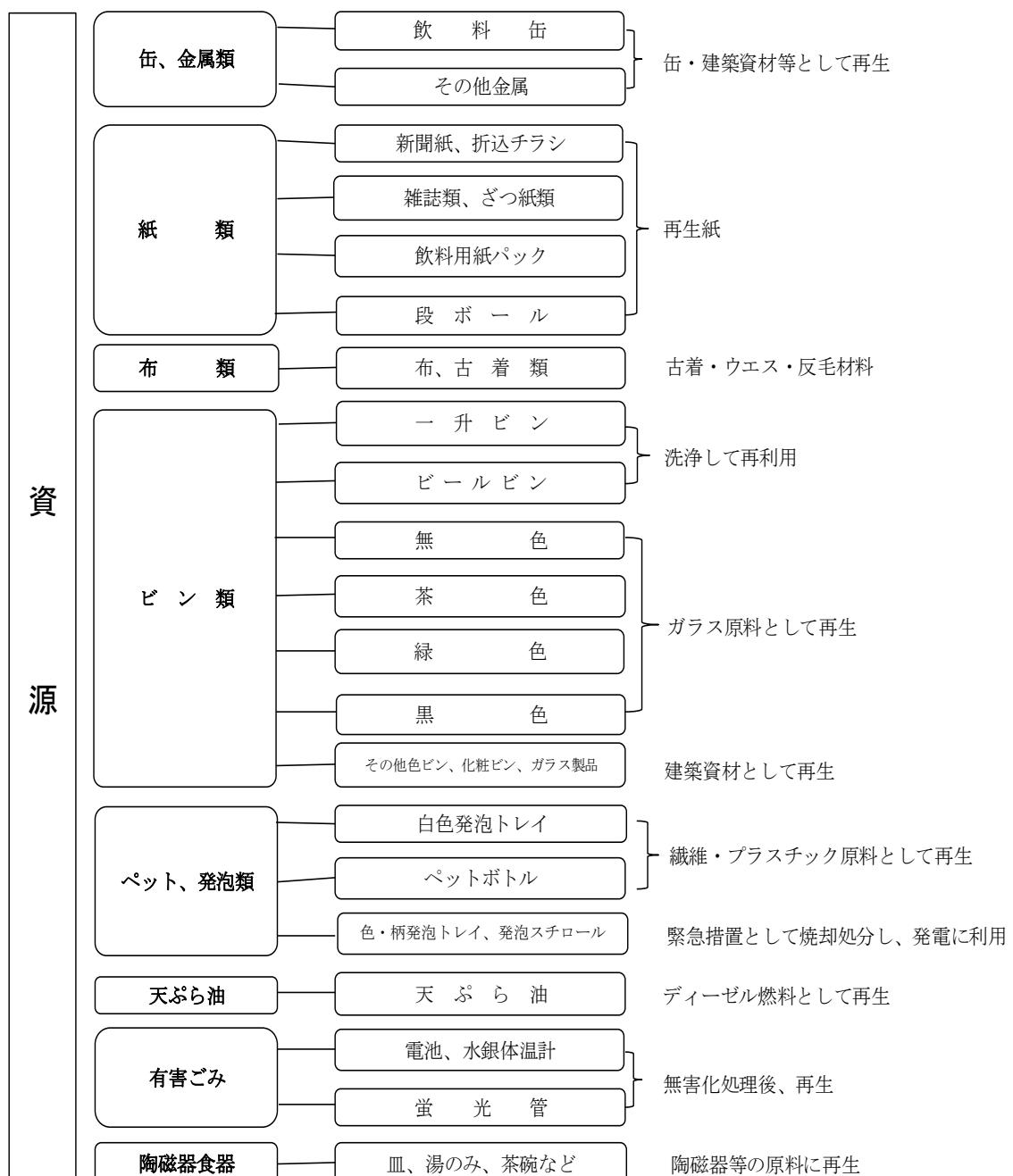
今後も、市民と事業者と行政の 3 者で協力し、循環型社会の実現に取り組んでいきます。

本書は、本市の基本計画である「第 3 次一般廃棄物処理（ごみ処理）基本計画」（平成 29 年度～令和 8 年度）と、その実施計画である「令和元年度多治見市一般廃棄物処理実施計画」の実績報告書として作成したものです。

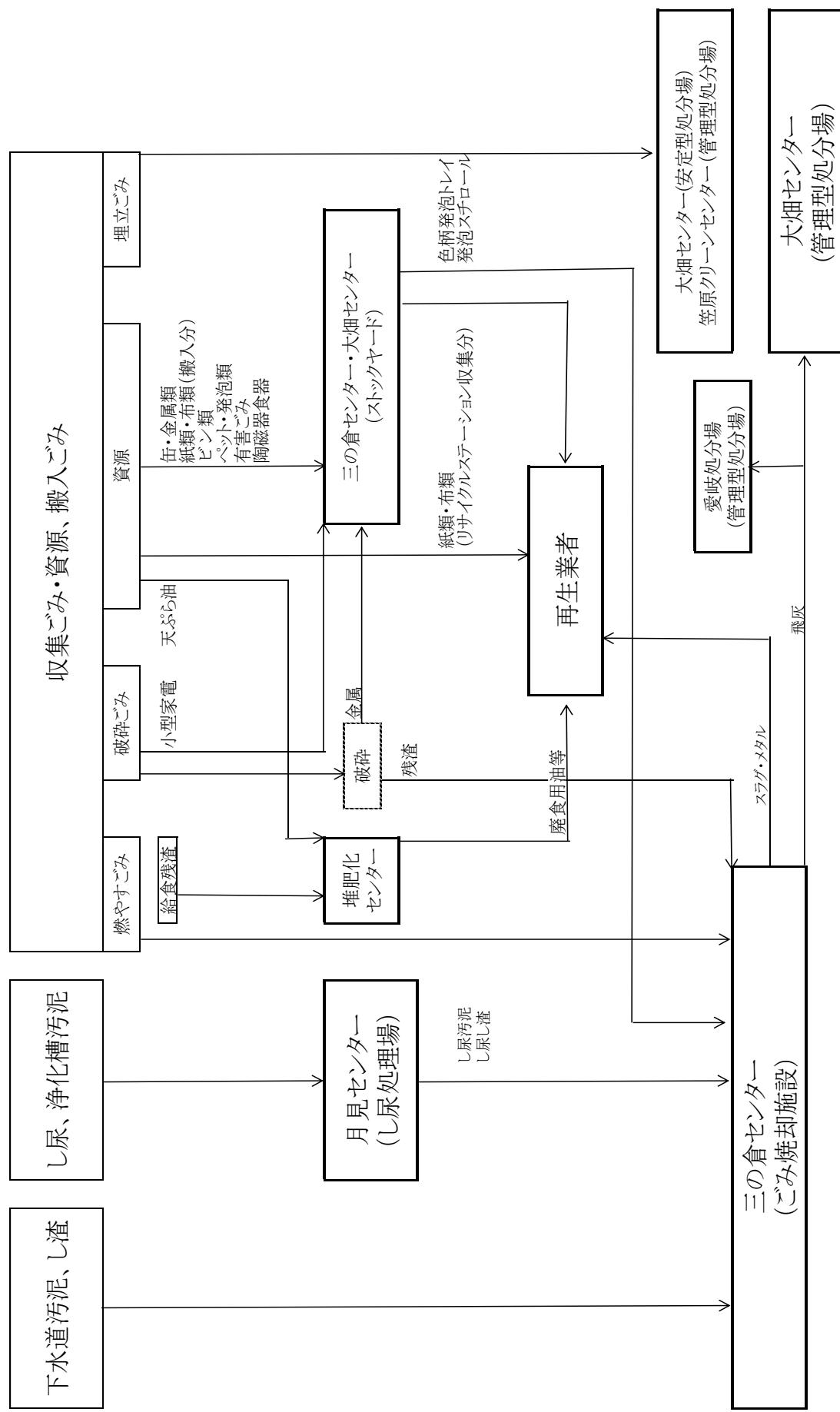
本市における廃棄物行政の変遷

昭和24年	市街地のじん芥収集開始(申込制、有料)
27年	じん芥焼却場 脇之島に完成(日量500貫(1,875kg) 現平和町4丁目地内)
32年	じん芥焼却場 7.5t炉完成(現月見町地内)
40年	じん芥焼却場 富士見町地内に完成(10t／日×2炉)
42年	不燃物類収集開始(処分地 富士見町)
46年	じん芥焼却場 富士見町地内に完成(50t炉に更新)
47年	4月から事業所有料、一般家庭無料化 大畠センター(不燃物処理場)を開設。富士見町処分場閉鎖 7月から市指定ポリエチレン製ごみ袋導入(強制力は無し)
48年	大畠センターに不燃物圧縮処理施設建設(東濃三市一町広域施設)
57年	じん芥焼却場 三の倉センター完成(50t／16h×2炉) 大畠センターにビン類の仕分場建設
58年	10月から金属類、ビン類の分別収集開始(危険物を含め6分別収集体制)
60年	生ごみ堆肥化促進(コンポスト容器)助成制度開始(60～63年度 952件)
平成 2年	併せ産廃の搬入許可を年間50トン未満の排出業者に限定
3年	4月から古紙、古着の資源集団回収助成制度開始
4年	生ごみ堆肥化促進助成制度拡充(補助率の引き上げ) 12月からごみ減量等推進協議会発足
5年	4月多治見市廃棄物減量等推進審議会設置 12月からボカシの市取り次ぎ開始
6年	大畠センターで生ビン回収開始
7年	大畠センターで、冷蔵庫、エアコンからフロンガス回収開始(12年度まで)
9年	1月から指定ごみ袋制及び粗大ごみシール制を導入(家庭ごみ有料化の開始)
10年	電気式生ごみ処理機の補助制度を導入、ごみ減量協力店制度開始 環境庁委託事業で「循環型社会システム構想」策定
11年	7月から市内各地でモデル事業として、家庭ごみの23分別による収集を開始 次期最終処分場計画、地元住民との対立で白紙撤回
12年	4月から市内全域で家庭ごみの23分別による収集を開始 8月から三の倉新焼却場・リサイクルプラザ建設工事着工 次期処分場候補地選定を完全公開、第三者機関により開始
14年	4月から一般廃棄物埋立税条例を施行
15年	三の倉センターにコークスベッド式直接溶融炉完成 分別方法一部変更 埋立ごみの収集を廃止し破碎ごみの収集開始 次期最終処分場候補地を一本化、地元との協議を進める
16年	廃棄物処理手数料の値上げについて廃棄物減量等推進審議会に諮問 12月議会で条例改定
17年	7月から廃棄物処理手数料値上げ
18年	1月に笠原町と合併 4月から多治見市堆肥化センターを本格稼働 7月から旧笠原町地域23分別収集開始
21年	3月から大畠センター不燃性圧縮処理機の稼動を停止 4月から笠原クリーンセンター焼却停止
22年	3月大畠センター管理型処分場完成。6月から焼却飛灰受入開始 12月から家庭用陶磁器リサイクルの導入試験として、拠点回収を実施
23年	3月から食品リサイクルモデル事業を実施 4月から笠原クリーンセンターの可燃ごみ受入中止(休日受入のみ) 7月から小型家電リサイクルモデル事業を実施
24年	4月から陶磁器食器の収集(23分別+1区分)を開始
27年	4月から笠原クリーンセンターの可燃ごみ休日受入を中止
28年	「循環型社会システム構想」事業終了 4月から笠原クリーンセンターの受入休止
29年	4月から廃棄物処理手数料値上げ(消費税率増分) 8月三の倉センター破碎処理施設で火災(設備が焼失)
令和 元年	10月から廃棄物処理手数料値上げ(消費税率増分)

1 家庭ごみの区分（23分別+1区分）



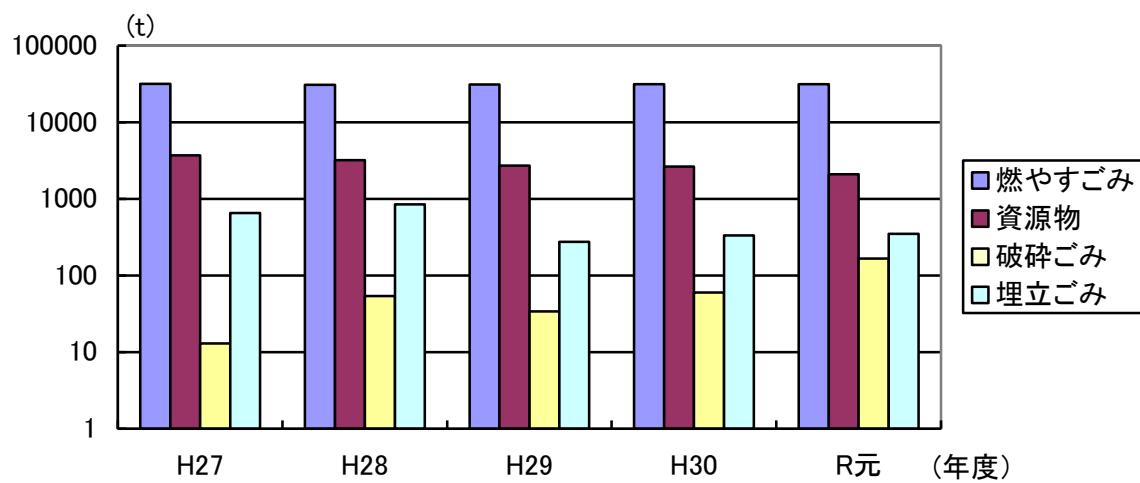
2 ゴミ処理のながれ



3 ごみ処理量の推移

(単位:t)

項目 \ 年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
燃やすごみ計	31,626	30,977	31,046	31,343	31,482
市収集(笠原は委託収集)	18,903	18,447	18,247	18,097	18,041
名古屋市搬入分	-	-	-	-	-
許可業者	8,167	8,409	8,461	8,787	8,956
一般・事業系持込み	4,556	4,121	4,338	4,459	4,485
破碎ごみ(破碎機処理後)計	13	54	34	60	166
市収集	152	134	139	165	169
許可業者	5	2	2	3	4
一般持込み	77	69	91	98	108
破碎ごみの内の金属類資源化量	△ 72	△ 110	△ 79	△ 149	△ 99
破碎ごみの内の小型家電(搬出量)	△ 149	△ 41	△ 119	△ 57	△ 16
資源物計	3,662	3,186	2,678	2,636	2,103
収集古紙・古着類	1,578	1,393	1,054	995	802
持込古紙・古着類	415	362	289	296	284
金属(搬出量)	591	485	415	417	280
破碎ごみの内の金属類資源化量	72	110	79	149	99
ガラスビン(搬出量)	623	572	519	526	433
ペットボトル(搬出量)	124	107	91	95	85
白トレイ(搬出量)	10	9	10	9	8
色柄トレイ・発泡スチロール(搬出量)	17	22	18	15	15
天ぷら油(搬出量)	31	32	33	39	40
陶磁器食器(搬出量)	52	53	51	38	41
破碎ごみの内の小型家電(搬出量)	149	41	119	57	16
埋立ごみ計	655	848	276	332	351
許可業者	7	3	4	3	7
一般・事業系持込み	648	845	272	329	344
収集有害ごみ(搬出量)	34	31	33	33	31
一般廃棄物合計	35,990	35,096	34,067	34,404	34,133
産業廃棄物	2,429	2,497	2,751	2,782	3,436
三の倉センター	1,330	1,437	1,585	1,684	2,188
大畠センター	334	1,015	1,166	1,098	1,248
笠原クリーンセンター	765	45	0	0	0
下水道汚泥	7,909	7,769	8,030	7,861	7,643
し尿汚泥	240	219	259	269	213
下水し渣	122	92	125	89	96



4 ごみの資源化状況

(1) 市の回収による資源化

①リサイクルステーションでの資源収集

平成 12 年度から約 480 箇所（現在約 600 箇所）のリサイクルステーションを設け、23 分別による資源収集を始めました。平成 24 年 4 月からは、『陶磁器食器』についても資源として追加し、『23 分別+1 区分』としました。収集は、かご回収方式で行い、委託業者により前日にかご等を配置し、当日収集を行っています。

分別収集によって収集された資源のうち、飲料缶、その他金属、紙類、布類、生きビンは、民間事業者に売却しています。ペット・白色発泡トレイは、センターで分別して再生工場に引き渡しています。4 種類に分別された雑ビン類は粉碎し、再利用しています。陶磁器食器は、陶磁器の原料製造工場に搬出しています。有害ごみである電池・水銀体温計と蛍光管も、ドラム缶に詰めて、リサイクル工場に搬出し、資源化を図っています。

資源集団回収や店舗等での回収があり、市での収集量については年々減少しているものと思われます。

収集量の推移

（単位:t）

項目 \ 年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
紙類	1,473	1,303	977	915	723
新聞紙・折込チラシ	725	647	465	431	293
雑誌類・ざつ紙類	494	431	332	319	294
段ボール	245	217	173	158	129
飲料用紙パック	9	8	7	7	7
布類	105	90	77	80	79
ビン類	484	460	427	394	375
缶・金属類	221	196	179	180	163
飲料缶	72	61	52	45	41
その他金属	149	135	127	135	122
ペット・発泡類	138	136	124	129	88
白色発泡トレイ	10	9	9	9	2
色・柄トレイ、発泡スチロール	29	28	25	25	6
ペットボトル	100	99	90	95	80
天ぷら油	19	20	19	18	16
陶磁器食器	38	39	37	40	40
有害ごみ	26	25	24	24	20
電池・水銀体温計	19	19	18	19	16
蛍光管	7	6	6	5	4
合 計	2,504	2,268	1,864	1,780	1,504

②特込みによる資源収集

三の倉センター及び大畠センターで、平日（月曜日～金曜日）の午前 9 時～12 時、午後 1 時～4 時まで資源の持込みを受付けています。なお、毎月第 3 日曜日の午前中も受入れを行っています。また、事業系ごみとして持込まれた廃棄物も、搬入者に分別していただき、資源を回収しています。

持込まれる資源についても年々減少傾向になっています。店舗等にて回収ボックスを設置しているところもあり、収集と同様に減少していると考えられます。

(2) 市以外の回収による資源化

①資源集団回収

従来から P T A や子ども会等により、古紙やアルミ缶などの回収は行われていましたが、売却単価の低下から回収意欲が衰えて、ごみとして排出されるようになりました。このため市では、平成 3 年 4 月から古紙等を集団で回収する市民団体に奨励金を交付し、回収促進を図ってきました。平成 17 年にごみ処理手数料改定（値上げ）の影響もあり、一時的に回収量が増加しましたが、その後実施団体及び実施回数の減少に伴い、回収量も減少傾向になっています。令和元年度に奨励金の交付方法の見直しを行いました。

資源集団回収量の実績 (単位:t, 千円)

項目 \ 年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
集団回収合計	2,594	2,485	2,176	2,104	1,983
段ボール	526	491	461	446	398
新聞	1,241	1,207	1,008	963	878
雑誌	669	639	580	566	576
牛乳パック	29	23	21	19	19
古着等	102	97	81	85	88
アルミ缶	27	28	25	25	24
集団回収奨励金 合計	13,039	12,499	11,057	10,868	10,518

②家庭での生ごみ処理状況

家庭から出る生ごみは堆肥化することにより、ごみ減量化につながることから、昭和 60 年度にコンポスト容器の助成制度を創設しました。リサイクル意識の高まりに伴い平成 4 年 10 月から制度を充実し、さらに平成 10 年 4 月からは、電気式生ごみ処理機も補助対象に加え、その普及に努めました。

一方、「ボカシ」の取扱いについては、平成 5 年 12 月から市による取次販売を開始し、平成 6 年 12 月から専用容器も助成対象としています。平成 22 年 10 月からは、ダンボールコンポストについても市による取次販売を開始する等、家庭による生ごみの堆肥化を支援しています。生ごみ減量策や生ごみ堆肥化の普及啓発策として、広報にてごみ減量化特集を行い、その中で補助金制度の周知し普及に努めました。

生ごみ処理容器及び生ごみ処理機助成実績 (単位:件, 千円)

項目 \ 年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
生ごみ処理容器・処理機件数合計	21	24	26	27	29
コンポスト容器	12	14	17	18	22
ボカシ容器					
電気式	9	10	9	9	7
助成額 合計	97	120	97	100	84

5 家庭ごみの収集

(1) 収集システム

本市は平成 18 年 1 月に、旧多治見市と旧笠原町が合併して新多治見市となりました。ごみと資源の収集は、合併前、旧多治見市域は直営方式（燃やすごみ・破碎ごみの収集）と委託方式（資源の収集）で、旧笠原町域は委託方式（燃やすごみ・破碎ごみ・資源の収集）で行っていたため、合併後も従来の方法を引き継いでいます。

年間 19,714 t（令和元年度）のごみと資源を収集しています。収集回数は原則として、燃やすごみは週 2 回、破碎ごみは月 1 回、資源は月 2 回となっています。

収集システムの概要

排出区分		収集回数	排出方法		
缶・金属類	飲料缶	月2回(排出区分により、2回に分けて収集)	リサイクルステーションへ排出		
	その他金属				
紙類	新聞紙、折込チラシ	月2回(排出区分により、2回に分けて収集)			
	雑誌類、ざつ紙類				
	段ボール				
	飲料用紙パック				
布類	布、古着類	月2回(排出区分により、2回に分けて収集)	リサイクルステーションへ排出		
生きビン	ビールビン				
	一升ビン				
雑ビン	無色	月2回(排出区分により、2回に分けて収集)			
	茶色				
	緑色				
	黒色				
	その他色ビン、化粧品ビン、ガラス製品				
ペット・発泡類	ペットボトル	月1回	リサイクルステーションへ排出		
	白色発泡トレイ				
	色・柄発泡トレイ、発泡スチロール				
天ぷら油	天ぷら油	3ヵ月に1回	リサイクルステーションへ排出		
有害ごみ	電池、水銀体温計				
	蛍光管				
陶磁器食器	陶磁器食器	週2回	指定ごみ袋を使用し、ごみステーションへ排出		
燃やすごみ					
破碎ごみ					
粗大ごみ		月1回	粗大ごみシールを貼って、ごみステーションへ排出		

(2) 家庭ごみの状況

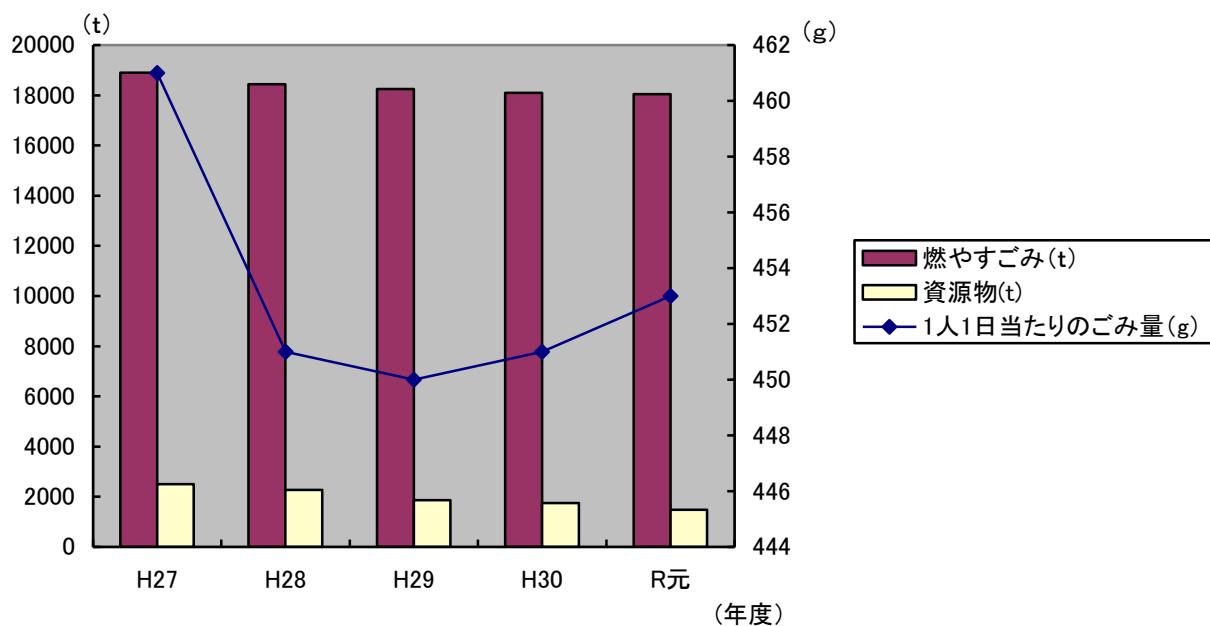
ごみの排出量は、生活様式の多様化により人口増加率を超える伸びで年々増加していましたが、平成9年1月に導入した指定ごみ袋制により、一定量の減少があり、その後横這い状況となっていました。平成15年度の新焼却場稼動に伴い分別方法を変更し、埋立の区分を廃止しました。従来の埋立ごみは、燃やすごみ、破碎ごみ、資源に分け、分別収集の徹底と新たなごみ減量策の実施を行っています。

1人1日当たりの総排出量は、更なるごみ減量と23分別収集の徹底を目指して、平成17年度に廃棄物処理手数料（ごみ袋料金等）の値上げを実施した時から、毎年度減少傾向を示しています。令和元年度（令和元年10月1日現在、人口110,360人）の「1人1日総排出量」は489gで、前年度と比較して5gの減量となりました。

家庭ごみ収集量 (単位:t, 人)

項目 \ 年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
家庭ごみ総収集量	21,560	20,849	20,250	20,042	19,714
1人1日総排出量(g)	521	506	495	494	489
1人1日当たりのごみ量(g)	461	451	450	451	453
人口(10月1日現在)	113,462	112,800	112,019	111,137	110,360
燃やすごみ	18,903	18,447	18,247	18,097	18,041
資源物等	2,505	2,268	1,864	1,780	1,504
破碎ごみ	152	134	139	165	169

※「1人1日当たりのごみ量」とは資源物等を外したごみ量

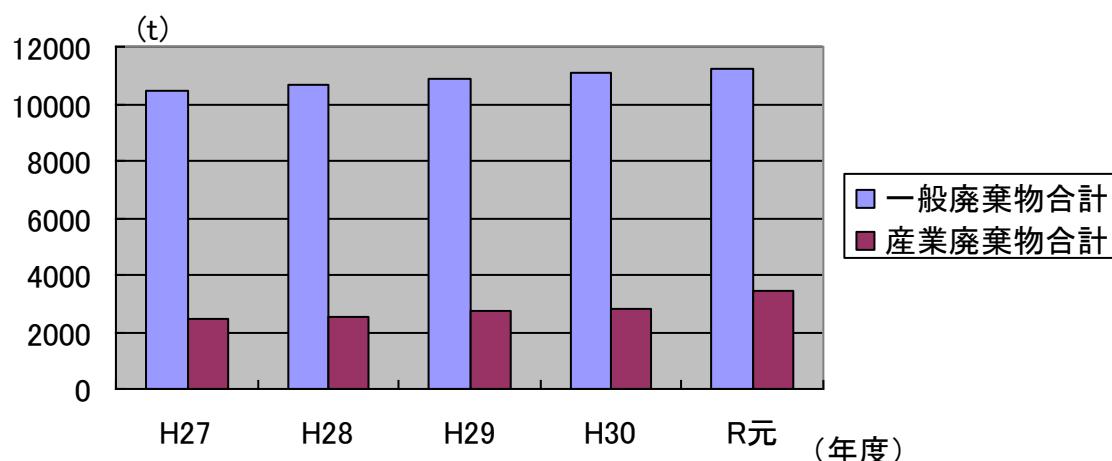


6 事業系ごみの状況

事業系のごみについては市による収集運搬は行っていません。一般廃棄物収集運搬許可業者と事業者の搬入によって、11,234 t（令和元年度）の一般廃棄物が持込まれています。この中で、燃やすごみは飲食店及び大規模店舗等の事業所によるものが多く、今後は事業系の搬入ごみの減量化が課題となります。現在行っている減量化の取り組みとして、食品残さのリサイクルがあります。食品廃棄物の飼料化を行い、年間 145 t の廃棄物を再利用しています。また、多治見市の店舗に「ぎふ食べきり運動」協力店の登録依頼を行い、食品ロスの取り組みの協力をお願いしています。

また、本市の場合は陶磁器関連産業が地場産業となっている産業構造から、年間搬入量 50 t を超えない範囲で、地場産業の支援と廃棄物適正処理の観点から産業廃棄物の併せ処理を行っています。

項目 \ 年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
一般廃棄物合計	10,486	10,633	10,880	11,074	11,234
許可業者	8,167	8,409	8,461	8,787	8,956
事業所等	2,319	2,224	2,419	2,287	2,278
産業廃棄物合計	2,429	2,497	2,751	2,782	3,436



7 不法投棄対策

本市では、不法投棄をなくすために岐阜県との合同パトロール、委託業者による不法投棄監視・回収業務、不法投棄監視カメラの設置等を行っています。

項目\年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
回収量	9.2	8.5	7.4	6.4	5.0

(委託業者によるパトロール：昼間192日・夜間15日/年)

8 資源の売払い

回収した資源は、リサイクル・再生事業者に引き渡しています。入札により売却していますが、品目によっては無償あるいは逆有償（市が料金を支払って引取りを依頼する）になる品目もあります。リサイクルには経費やエネルギーが必要なため、引き続き各家庭における排出量自体の低減を啓発していきます。

令和元年度の状況

品目	売却時期	単価(円/t)	量(t)	売却金額(円)	備考
スチール缶プレス	11月	20,460	10.92	223,423	
スチール缶ばら	1月	11,550	8.83	101,986	
アルミ缶プレス	11月	118,250	20.52	2,426,490	
アルミ缶ばら	1月	87,450	16.19	1,415,815	
破碎スチール	9月	11,124	128.65	1,431,102	
破碎アルミ	9月	54,108	12.37	669,315	
コロ	9月	15,120	26.89	406,576	
	1月	16,500	32.06	528,990	
ステンレス	11月	104,610	1.54	161,099	
スチールばら	9月	12,744	67.53	860,602	
	1月	9,900	56.22	556,578	
アルミばら	9月	86,508	2.27	196,373	
	1月	82,500	4.11	339,075	
雑品類					
ステンレス系雑品類	1月	55,000	0.67	36,850	
小型家電			15.44	941,436	
一升ビン		1円/本	11,910本	12,640	
ビールビン		3円/本	1,550本	4,650	
無色ビン		0	203.48	0	
茶色ビン		0	132.98	0	
黒色ビン		0	0.00	0	
緑色ビン		0	19.78	0	
その他色ビン	4~3月	11.6円/kg	42.14	-58,614	*容リ協ルート
廃ガラス製品		-35.64円/kg	5.32	-189,604	
廃ガラス製品		-36.3円/kg	16.84	-611,292	
ペットボトル	4~3月	2.0円/kg	85.10	4,346,801	*容リ協ルート
白色トレイ	4~3月	46.0円/kg	8.11	-4,010	*容リ協ルート
色・柄トレイ、発泡スチロール	4~3月	0	15.03	0	
新聞紙	4~3月	8円/kg	347.36	2,778,880	
段ボール	4~9月	7円/kg	94.82	663,740	
段ボール	10~3月	6円/kg	90.12	540,720	
雑誌・ざつ紙	4~9月	4円/kg	214.25	857,000	
雑誌・ざつ紙	10~3月	5円/kg	199.94	999,700	
紙パック	4~3月	6円/kg	8.16	48,960	
古着類	4~3月	1円/kg	140.28	140,280	
小計(紙類・布類)			1,094.93	6,029,280	
陶磁器食器	4~9月	864	18.63	16,096	
陶磁器食器	10~3月	880	22.43	19,738	
乾電池		-28,600	20.52	-586,872	
蛍光管	4~9月	-110,160	5.23	-576,136	
蛍光管	10月~3月	-112,200	5.06	-567,732	
天ぷら油	4~9月	33.48円/ℓ	16900ℓ	565,812	
	10月~3月	34.1円/ℓ	23200ℓ	791,120	
廃エンジンオイル		16.5円/ℓ	400ℓ	6,600	
メタル	4~9月	35,748		11,823,635	
	10月~3月	36,510		13,240,479	
スラグ	4~9月	162		244,899	
	10月~3月	165		204,211	

*容リ協ルート・・容器包装リサイクル法に基づき、市が収集している資源を容器包装リサイクル協会へ引き渡し、再生処理業者に売却されるもの

9 廃棄物処理に掛かる経費

令和元年度は、ごみ処理で約2,021,648千円、し尿処理で約99,590千円、合計で約2,121,238千円の費用を要しています。ごみ処理費を令和元年10月1日の人口(110,360人)で割ると、1人当たり18,319円(前年度16,686円)の処理費用がかかっている計算となります。破碎機の火災によるコークスの燃料量の増加及び消費税の増税が、経費増加要因の一つとなります。ごみの処理費用は年々増加傾向にあるため、ごみの減量と資源化を継続して、市民と事業者と行政が一体となった取り組みをさらに進めていく必要があります。

廃棄物処理経費の推移

(単位：千円)

項目 \ 年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
処理経費合計	1,496,670	1,485,814	1,816,659	1,961,916	2,121,238
ごみ処理費合計	1,408,398	1,402,195	1,706,969	1,854,464	2,021,648
収集運搬	420,863	435,263	373,694	399,701	404,784
中間処理	909,491	899,900	1,293,642	1,402,351	1,574,534
最終処分	78,044	67,032	39,633	52,412	42,329
し尿処理費合計	88,272	83,619	109,690	107,452	99,590
収集運搬	48,015	45,683	43,650	40,992	39,135
中間処理	37,425	35,354	62,980	63,277	57,963
最終処分	2,832	2,582	3,060	3,183	2,492

ごみ1t当たりの処理経費

(単位：円)

項目 \ 年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
収集運搬費	20,070	20,770	20,970	21,030	21,290
焼却等の処理	24,810	23,270	33,670	36,970	41,000
合計	44,880	44,040	54,640	58,000	62,290

10 廃棄物処理施設

(1) 三の倉センター（中間処理施設）

平成 12 年に着工した三の倉センター新焼却施設建設工事は、平成 15 年 3 月に竣工し、4 月から本格稼動をしました。

この施設はコークスベッド式直接溶融炉という方式を採用し、24 時間連続運転で 1,800 度まで温度を高めることによりダイオキシン対策の水準を飛躍的に高め、国のダイオキシン基準を完全にクリアしています。また、余熱を利用して発電を行い、場内で使用する電力のほとんどをまかなっており、平成 25 年度から再生可能エネルギー固定価格買取制度へ移行しました。

併設されているリサイクルプラザ（平成 17 年 3 月竣工）では、複合物から資源を取出すために破碎選別を実施し、資源化量の増加を図っていますが、令和元年 8 月に発生した火災により破碎選別は行っていません。

さらに、焼却炉から排出されるメタルとスラグは建設資材等として資源化され、最終的に埋立てが必要となるのは、焼却飛灰と呼ばれるものだけとなり、重量は元のごみの 6%程度になります。

ごみ焼却量

項目 \ 年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
三の倉センター焼却量 (t)	44,344	44,283	44,341	42,986	44,382
燃やすごみ (t)	36,073	36,203	35,927	34,767	36,423
下水・し尿汚泥 (t)	8,271	8,080	8,414	8,219	7,958
1日当焼却量 (t)	158	151	151	149	146
一基当たりの稼働回数 (日)	281	294	298	289	303
稼働時間 (h)	13,189	13,755	14,150	14,121	14,552
コークス使用量 (t)	2,924	3,016	3,077	2,868	3,260
木材チップ使用量(t)	1,389	1,392	1,274	1,290	1,520
スラグ搬出量 (t)	2,986	3,113	3,072	2,790	2,871
メタル搬出量 (t)	560	556	562	577	711
焼却飛灰搬出量 (t)	2,748	2,594	2,555	2,473	2,451
使用水量 (m ³)	49,144	51,021	51,469	43,255	45,466
使用電力量 (MWh)	12,527	12,084	11,843	11,294	11,588
発電量 (MWh)	12,699	12,814	13,731	13,609	13,430
送電量 (MWh)	1,411	1,661	2,357	2,480	2,339

三の倉センターの概要

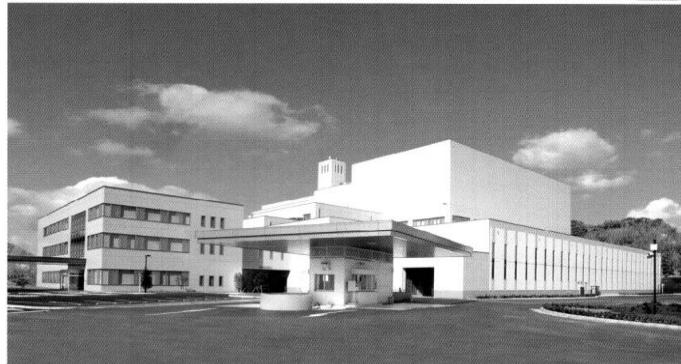
所在地	多治見市三の倉町猪場37番地			
敷地面積	40,500 m ²			
建築面積	18,195 m ² (延床面積)			
建設年度	着工:平成12年8月 竣工:平成15年3月(焼却場) (リサイクルプラザの一部は平成17年3月完成)			
設計・施工	新日本製鐵株式会社			
総事業費	約127億円			
焼却場	170t/日(85t/24h×2系列) 一般都市ごみ(130t/日) 下水汚泥(38t/日) し尿汚泥(2t/日)			
① 处理能力	コークスベッド式直接溶融方式			
② 处理対象物	ピット・アンド・クレーン全自動(ごみピット 910t) 汚泥受入投入装置			
③ 炉形式	コークスベッド式直接溶融炉式(1700°C~1800°C)			
・受入れ・供給設備	廃熱ボイラ式			
・燃焼設備	バグフィルター(集じん機)、乾式塩化水素除去装置			
・燃焼ガス冷却設備	ダイオキシン除去装置(活性炭噴霧)			
・排ガス処理設備	NOx除去装置(触媒脱硝装置)			
・排水処理設備	場内循環使用(クローズドシステム)			
・通風設備	平衡通風方式			
・余熱利用設備	発電(余剰分は電力会社へ売電) 発電能力 2050kwh			
・溶融物処理設備	コンベヤバンカ方式			
・飛灰処理設備	薬剤処理バンカ方式			
リサイクルプラザ	34t/日			
① 处理能力	破碎施設(1次・2次破碎機) 25t/日 資源化(アルミ缶・スチール缶・ペットボトル)施設 3t/日 ビンストックヤード 6t/日			
保有車両	パッカー車	16台	低床トラック	4台
	軽トラック	1台	フォークリフト	2台
	リーチローダー	1台	バックホウ	1台
	ホイルローダー	1台	ポンプ車	1台
	ダンプ車	1台		
	連絡車	2台		

一般家庭からの持込みを次の時間帯で受付けています。

平日：午前9～正午、午後1時～4時

毎月第3日曜日：午前9時～正午

三の倉センター



(2) 大畠センター(最終処分施設)

大畠センター（安定型最終処分場）は昭和47年6月に開設され、現在は一般廃棄物（燃やすこみを除く）や産業廃棄物（陶磁器類・ガラス・瓦礫類等）が搬入され、埋立処分を行っています。

平成22年6月から、三の倉センターから排出される焼却飛灰を専用に処分する管理型処分場（クローズド型最終処分場）を稼動させました。

また、大畠センターでは、収集してきた資源の一時保管や中間処理をして、回収業者に入札を行い引渡しています。なお、令和元年8月に破碎機の火災により使用できなかったため、破碎ごみの一時仮置場所となっています。

一般家庭からの持込みを次の時間帯で受付けています。

平日：午前9時～正午、午後1時～4時

毎月第3日曜日：午前9～正午

安定型最終処分場



管理型（クローズド型）最終処分場



大畠センターの概要

所在地	多治見市大畠町大洞48番地の35				
開設	安定型:昭和47年6月 管理型:平成22年6月				
敷地面積	114, 771m ²				
埋立面積	安定型81, 888m ² 、管理型4,260m ²				
埋立容量	安定型2, 320, 729m ³ 、管理型35,000m ³				
埋立残容量	安定型123,060m ³ 、管理型24,510m ³ （ともに令和元年度末）				
排水処理	無				
その他の施設	資源ストックヤード410m ² 、資源選別場589m ²				
保有車両	パワーショベル	3台	散水車	1台	
	パッカー車	3台	ダンプ車	3台	
	軽貨物	4台	連絡車	1台	
	リーチローダー	1台	ロータリーフォーク	1台	

埋立実績 (単位:t)

項目 \ 年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
埋立量合計	2,141	3,345	2,823	2,744	2,945
安定型 一般廃棄物	164	793	202	243	259
安定型 産業廃棄物	334	1,015	1,166	1,098	1,248
管理型 焼却飛灰(固形物)	1,643	1,537	1,455	1,403	1,438
参考 愛岐処分場 (三の倉センター焼却飛灰)	1,105	1,057	1,101	1,070	1,020
合 計	3,246	4,402	3,924	3,814	3,965

(3) 笠原クリーンセンター（最終処分施設）平成 28 年 4 月から受入休止

最終処分施設として、一般廃棄物最終処分場（安定型・管理型）を管理しており、現在では災害廃棄物のみを受入れしています。

また、管理型最終処分場には浸出水処理施設を併設し、放流水の適正な処理を行っています。

安定型最終処分場



管理型最終処分場



笠原クリーンセンターの概要 平成28年4月から受入休止

所在地	多治見市笠原町4022番地の7				
開設	安定型:昭和47年6月、管理型:平成7年4月				
敷地面積	103,207m ²				
埋立面積	安定型85,535m ² 、管理型6,100m ²				
埋立容量	安定型1,451,795m ³ 、管理型30,000m ³				
残余容量	安定型106,925m ³ 、管理型29,673m ³ （ともに令和元年度末）				
埋立方法	安定型:山間埋立 サンドイッチ方式 管理型:準好気性埋立構造 サンドイッチ方式				
その他の施設	管理型:浸出水処理施設 日処理量 25m ³				
保有車両	パワーショベル	1台	ミニバックホウ	1台	
	ブルドーザー	1台			

埋立実績

(単位:t)

項目 \ 年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
埋立量合計	1,334	168	154	144	199
安定型	一般廃棄物 産業廃棄物	428 765	/	/	/
管理型	141	168	154	144	199

(4) 堆肥化センター（中間処理施設）

循環型社会システム構想に基づき「脱焼却・脱埋立」に向けた各種の取り組みを行っています。その取り組みの中でも、生ごみの資源化が大きな課題の1つであると位置付けています。

生ごみ資源化を具体化する目的で、平成18年4月に堆肥化センターを本格稼働しました。

堆肥化センターには2つの機能があり、1つには生ごみから堆肥を製造する機能、もう1つには天ぷら油からBDF（バイオディーゼル燃料）を製造する機能です。

いずれも市内の学校給食やモデル地区等から排出される食品残さや天ぷら油を利用して堆肥やBDFを製造して、運営は地元で設立された法人に委託しています。

生産された堆肥は、地元が受け皿となり利活用の調整や農業者の利用促進を図っており、BDFは清掃関係車両の一部の燃料として利用しています。

堆肥化センター



堆肥化センターの概要

所在地	多治見市三の倉町猪場37番地
敷地面積 総事業費	1,400m ² 約0.85億円
施設概要	① 堆肥化プラント 堆肥舎(鉄骨造平屋 243m ²) 堆肥化プラント(高速1次発酵機1基・自動投入機1基) 堆肥熟成槽・事務所・合併浄化槽・保管庫 ② BDFプラント BDF製造棟(鉄骨造平屋 50m ²) BDF製造装置・給油装置
処理能力	① 堆肥化プラント 最大処理能力 1,000kg/日 ② BDFプラント 100ℓ/日
処理方式	① 堆肥化プラント 一次高速発酵処理(好気性高熱菌による高速発酵)＋二次発酵処理 ② BDF製造施設 メチルエステル化法
処理対象物	① 堆肥化プラント 一般食品残さ ② BDFプラント 植物性廃食油

堆肥排出量及びBDF製造量

項目/年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
堆肥化プラント					
搬入量(kg)	137,758	148,392	130,262	95,284	92,319
搬出量(kg)	34,650	39,887	35,162	17,635	29,985
BDF製造施設					
搬入量(ℓ)	36,805	39,323	38,955	43,470	43,410
製造量ℓ)	3,999	2,139	1,860	2,046	2,232
搬入量(kg)	33,125	35,391	35,060	39,123	39,069
製造量kg)	3,599	1,925	1,674	1,841	2,009

1.1 し尿処理施設（月見センター）

し尿処理プラントは、昭和35年に27kℓ /日の施設を建設し、また、昭和40年に36kℓ /日を増設、さらに昭和46,47年に、当初27kℓ /日の施設を増改築して51kℓ /日の施設としてきました。しかし、施設の老朽化等による機能低下と浄化槽汚泥処理が増加したため、61kℓ /日の月見センターを新設、平成2年3月から稼働しています。

処理水は浄化センターで再度処理した上で土岐川へ放流し、前処理し渣や脱水汚泥は三の倉センターで焼却処分しています。

一般家庭からのし尿収集については、昭和42年から多治見市衛生公社へ委託をしており、現在では、し尿収集業者は2社、浄化槽清掃業者は3社に許可をしています。

し尿処理人口は、公共下水道の普及や合併処理浄化槽への切替えにより年々減少しています。

市では、下水道事業認可区域外の河川浄化を促進するため、昭和63年度から汲取りトイレや単独処理浄化槽からの切替による合併処理浄化槽の設置に補助金を交付しています。

月見センター



月見センターの概要

所在地	多治見市月見町3丁目73番地の2
敷地面積	7,681m ²
建築面積	905m ²
延床面積	1,750m ²
建設年度	着工:昭和62年10月、竣工:平成2年3月
総事業費	約15億円
処理対象人口	47,700人
処理能力	61kℓ日 (生し尿:40kℓ+浄化槽汚泥:21kℓ)
処理方式	標準脱窒素処理方式(低希釀法)
放流水質	pH:5.8~8.6、BOD:30mg/l以下、COD:90mg/l以下、SS:70mg/l T-N:15mg/l以下、T-P:28mg/l以下、色度:500度以下

し尿処理の状況

(単位:kl)

項目 \ 年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
し尿処理量	2,893	2,754	2,634	2,467	2,291
浄化槽汚泥	6,824	6,809	6,945	6,595	6,332
合 計	9,717	9,563	9,579	9,062	8,623
脱水汚泥量(t)	238	217	258	268	208

し尿処理方式の構成

(総人口は毎年4月1日現在の人口)

(単位:人・世帯)

項目 \ 年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
総人口	112,891	112,145	111,292	110,598	109,816
世帯数	45,435	45,824	46,227	46,582	47,030
汲取人口	3,328	3,179	2,928	2,744	2,557
世帯数	1,570	1,499	1,404	1,331	1,250
公共下水道	97,258	97,049	96,960	96,916	97,882
世帯数	38,818	39,309	39,920	40,476	41,655
浄化槽人口	12,157	11,776	11,261	10,798	9,246
世帯数	4,990	4,953	4,837	4,711	4,064
農業集落排水人口	148	141	143	140	131
世帯数	57	63	66	64	61

合併浄化槽補助の推移

項目 \ 年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
補助基数(基)	2	2	1	1	0
金額(千円)	746	746	332	332	0

校区別し尿処理及び生活雑排水処理の状況

校区別	人口	下水化人口 (人)	下水化 人口率	農業集落 排水 (人)	農業集落 排水率	合併処理 浄化槽 (人)	合併処理 浄化槽率	単独 浄化槽 (人)	単独処理 浄化槽率	浄化槽計	し尿処理 (人)	し尿処理	生活排水 処理	生活排水 非処理
養正	8,282	7,843	95%	0	0%	152	2%	183	2%	4%	104	1%	97%	3%
昭和	8,029	7,860	98%	0	0%	52	1%	74	1%	2%	43	1%	99%	1%
精華	11,179	10,937	98%	0	0%	18	0%	133	1%	1%	91	1%	98%	2%
共栄	8,946	8,445	94%	0	0%	148	2%	222	2%	4%	131	1%	96%	4%
池田	4,210	3,852	91%	131	3%	159	4%	41	1%	5%	27	1%	98%	2%
小泉	12,904	11,751	91%	0	0%	443	3%	468	4%	7%	242	2%	94%	6%
根本	20,384	18,657	92%	0	0%	688	3%	771	4%	7%	268	1%	95%	5%
滝呂	9,141	8,884	97%	0	0%	11	0%	136	1%	2%	110	1%	97%	3%
市之倉	6,283	5,750	92%	0	0%	50	1%	267	4%	5%	216	3%	92%	8%
南姫	4,673	1,433	31%	0	0%	1,473	32%	1,315	28%	60%	452	10%	62%	38%
脇之島	6,164	6,138	100%	0	0%	26	0%	0	0%	0%	0	0%	100%	0%
笠原	9,621	6,332	66%	0	0%	442	5%	1,974	21%	25%	873	9%	70%	30%
計	109,816	97,882	87%	131	0%	3,662	4%	5,584	5%	8%	2,557	2%	93%	7%

※生活排水処理…下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽

※生活排水非処理…単独処理浄化槽、し尿

※北栄地区は根本地区に含まれる

1.2 廃棄物処理施設における環境測定状況

三の倉センター、大畠センター、笠原クリーンセンター（平成28年4月から受入休止）においては、周辺環境保全のため排ガス検査や水質検査を定期的に行い監視に努めています。

（1）三の倉センター

ダイオキシン調査

焼却施設

検査日	炉別	排ガス (ng-TEQ/m ³ N)	飛灰 (ng-TEQ/g)	飛灰処理物 (ng-TEQ/g-dry)	スラグ (ng-TEQ/g-dry)	主灰 (ng-TEQ/g)
H27.6.12	1号	0.0018	-	0.62	0.000031000	-
	2号	0.0036				
H28.6.29	1号	0.0059	-	0.58	0.000012000	-
	2号	0.0021				
H29.6.30	1号	0.0100	-	0.48	0.000400000	-
	2号	0.0110				
H30.7.5	1号	0.0150	-	0.44	0.00003000	-
	2号	0.0035				
R1.8.6	1号	0.0020	-	0.46	0.00000520	-
	2号	0.0026				

※排ガス基準 80ng-TEQ/g(平成14年11月まで)、5ng-TEQ/g(平成14年12月1月から)

※排ガス(三の倉センター自主基準0.05ng-TEQ/m³N)

周辺土壤

検査日	採取場所	土壤(pg-TEQ/g)
H27.9.28	三の倉センター周辺	2.40
H28.9.27	三の倉センター周辺	19.00
H29.9.25	三の倉センター周辺	0.01
H30.10.24	三の倉センター周辺	1.30
R1.9.30	三の倉センター周辺	1.30

※土壤基準暫定ガイドライン 1,000pg-TEQ/g

(2) 大畠センター ダイオキシン調査

検査日	放流水(pg-TEQ/ℓ)	地下水(堰堤下)(pg-TEQ/ℓ)
H26.9.11	0.0039	0.410
H27.9.28	0.031	0.330
H28.9.26	0.0047	0.035
H29.9.26	0.0037	0.120
H30.9.26	0.0051	0.260
R1.10.29	0.011	0.52

※放流水基準 10pg-TEQ/ℓ、地下水 基準なし

放流水検査結果

検査項目 \ 年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	排水基準※1
pH	7.3	7.5	7.3	7.4	7.5	5.8-8.6
BOD mg/ℓ	2.2	2.8	2.1	1.2	1.7	60以下
COD mg/ℓ	3.0	3.7	2.6	3.6	2.9	90以下
SS mg/ℓ	2.0	5.0	4.0	17.0	4.0	60以下
n-ヘキサン抽出物質 mg/ℓ	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5以下
フェノール類含有量 mg/ℓ	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	5以下
銅含有量 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	3以下
亜鉛含有量 mg/ℓ	0.08	0.07	0.05	0.06	0.07	2以下
溶解性鉄含有量 mg/ℓ	0.13	0.17	0.21	0.18	0.14	10以下
溶解性マンガン含有量 mg/ℓ	0.14	0.11	0.17	0.11	0.07	10以下
クロム含有量 mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	2以下
大腸菌群数 個/ml	11	29	30	5	120	3000以下
窒素含有量 mg/ℓ	3.7	4.4	3.3	3.0	3.5	120以下
燐含有量 mg/ℓ	0.019	0.045	0.042	0.039	0.038	16以下
カドミウム及びその化合物 mg/ℓ	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下
シアン化合物 mg/ℓ	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下
有機燐化合物 mg/ℓ	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下
鉛及びその化合物 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
六価クロム化合物 mg/ℓ	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.5以下
砒素及びその化合物 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物 mg/ℓ	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下
アルキル水銀化合物 mg/ℓ	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと※2
PCB mg/ℓ	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.003以下
トリクロロエチレン mg/ℓ	0.03未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
テトラクロロエチレン mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
ジクロロメタン mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下
四塩化炭素 mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
1,2-ジクロロエタン mg/ℓ	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン mg/ℓ	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン mg/ℓ	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3以下
1,1,2-トリクロロエタン mg/ℓ	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.06以下
1,3-ジクロロプロパン mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
チウラム mg/ℓ	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.06以下
シマジン mg/ℓ	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下
チオベンカルブ mg/ℓ	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下
ベンゼン mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
セレン及びその化合物 mg/ℓ	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
ほう素及びその化合物 mg/ℓ	1.2	1.3	0.9	0.9	1.2	50以下
ふつ素及びその化合物 mg/ℓ	0.1未満	0.1	0.3	0.3	0.2	15以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 mg/ℓ	2.9	3.1	2.2	2	3	※3
1,4-ジオキサン mg/ℓ	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.5以下

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による排水基準(別表第1)

※2 「検出されないこと」とは、同省令第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

※3 1ℓにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたものに亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg以下

地下水検査結果

検査項目A2:G32\採水箇所	採取日(10/29)				環境基準※1
	堰堤下 (観測井1)	上流部 (観測井2)	調整池側 (観測井3)	側面部 (観測井4)	
気温 ℃	25	26	24	24	
水温 ℃	18.7	22.0	19.0	18.6	
カドミウム mg/ℓ	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下
全シアン mg/ℓ	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと※2
鉛 mg/ℓ	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.01以下
六価クロム mg/ℓ	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.05以下
砒素 mg/ℓ	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.01以下
総水銀 mg/ℓ	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005以下
アルキル水銀 mg/ℓ	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと※2
PCB mg/ℓ	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと※2
ジクロロメタン mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
四塩化炭素 mg/ℓ	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン mg/ℓ	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.1以下
1,1,1-トリクロロエタン mg/ℓ	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン mg/ℓ	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下
トリクロロエチレン mg/ℓ	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
テトラクロロエチレン mg/ℓ	0.0005未満	0.0027	0.0005未満	0.0005未満	0.01以下
1,3-ジクロロプロパン mg/ℓ	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
チウラム mg/ℓ	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下
シマジン mg/ℓ	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下
チオベンカルブ mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
ベンゼン mg/ℓ	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
セレン mg/ℓ	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 mg/ℓ	0.012未満	0.90	0.012未満	0.012未満	10以下
ふつ素 mg/ℓ	0.2	0.1未満	0.2	0.1	0.8以下
ほう素 mg/ℓ	0.02未満	0.21	0.04	0.02未満	1以下
1,4-ジオキサン mg/ℓ	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下
塩化ビニルモノマー mg/ℓ	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
1,2-ジクロロエチレン mg/ℓ	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下
有機りん化合物 mg/ℓ	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	
電気伝導率 mS/m	11(25℃)	22(25℃)	21(25℃)	3.0(25℃)	
塩化物イオン mg/ℓ	2.7	1.7	1.9	2.3	

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による排水基準(別表第2)

※2 「検出されないこと」とは、環境基本法第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準についての告示(平成9年3月告示第10号)により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(3) 笠原クリーンセンター 平成28年4月から受入休止

ダイオキシン調査

最終処分施設

検査日	放流水(pg-TEQ/ℓ)	地下水(堰堤下)(pg-TEQ/ℓ)
H26.9.11	0.00024	0.0140
H27.9.28	0.000032	0.0130
H28.9.26	0.00012	0.0140
H29.9.26	0.000045	0.0340
H30.9.26	0.000033	0.0480
R1.10.29	0.000062	0.031

※放流水基準 10pg-TEQ/ℓ、地下水 基準なし

放流水検査結果

検査項目 \ 年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	排水基準※1
pH	7.8	7.9	8.2	7.8	7.7	5.8-8.6
BOD	mg/l	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	60以下
COD	mg/l	1.3	1.8	2.1	1.6	90以下
SS	mg/l	1未満	2.0	1未満	1未満	60以下
n-ヘキサン抽出物質	mg/l	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5以下
フェノール類含有量	mg/l	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	5以下
銅含有量	mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	3以下
亜鉛含有量	mg/l	0.04	0.05	0.01未満	0.07	2以下
溶解性鉄含有量	mg/l	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	10以下
溶解性マンガン含有量	mg/l	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	10以下
クロム含有量	mg/l	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	2以下
大腸菌群数	個/mℓ	0	0	180	2	3000以下
窒素含有量	mg/l	2.7	3.9	3.0	4.3	120以下
燐含有量	mg/l	0.046	0.035	0.029	0.033	0.027
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下
シアノ化合物	mg/l	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下
有機燐化合物	mg/l	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下
鉛及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
六価クロム化合物	mg/l	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.5以下
砒素及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下
アルキル水銀化合物	mg/l	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないと※2
PCB	mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.003以下
トリクロロエチレン	mg/l	0.03未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
ジクロロメタン	mg/l	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下
四塩化炭素	mg/l	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下
チラム	mg/l	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.06以下
シマジン	mg/l	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.03以下
チオベンカルブ	mg/l	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下
ベンゼン	mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
セレン及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.1以下
ほう素及びその化合物	mg/l	0.8	1.1	0.6	0.7	0.6
ふつ素及びその化合物	mg/l	0.1未満	0.1未満	0.2	0.2	0.2
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	2.6	3.7	2.5	4	3
1,4-ジオキサン	mg/l	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.5

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による排水基準(別表第1)

※2 「検出されないと」とは、同省令第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

※3 1ℓにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたものに亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg以下

地下水検査結果

検査項目 \ 採水箇所	採取日(10/29)		環境基準※1
	観測井1	観測井2	
気温 ℃	13	26	
水温 ℃	16.5	17.0	
カドミウム mg/l	0.0003	0.0003未満	0.003以下
全シアン mg/l	不検出	不検出	検出されないこと※2
鉛 mg/l	0.005未満	0.005未満	0.01以下
六価クロム mg/l	0.04未満	0.04未満	0.05以下
砒素 mg/l	0.005未満	0.005未満	0.01以下
総水銀 mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.0005以下
アルキル水銀 mg/l	不検出	不検出	検出されないこと※2
PCB mg/l	不検出	不検出	検出されないこと※2
ジクロロメタン mg/l	0.002未満	0.002未満	0.02以下
四塩化炭素 mg/l	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン mg/l	0.0004未満	0.0004未満	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン mg/l	0.002未満	0.002未満	0.1以下
1,1,1-トリクロロエタン mg/l	0.0005未満	0.0005未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン mg/l	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下
トリクロロエチレン mg/l	0.001未満	0.001未満	0.01以下
テトラクロロエチレン mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン mg/l	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
チウラム mg/l	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下
シマジン mg/l	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下
チオベンカルブ mg/l	0.002未満	0.002未満	0.02以下
ベンゼン mg/l	0.001未満	0.001未満	0.01以下
セレン mg/l	0.002未満	0.002未満	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 mg/l	1.4	0.170	10以下
ふつ素 mg/l	0.1	0.1未満	0.8以下
ほう素 mg/l	0.12	0.02未満	1以下
1,4-ジオキサン mg/l	0.005未満	0.005未満	0.05以下
塩化ビニルモノマー mg/l	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
1,2-ジクロロエチレン mg/l	0.004未満	0.004未満	0.04以下
電気伝導率 mS/m	34.0	6.0	
塩化物イオン mg/l	8.5	1.8	
過マンガン酸カリウム消費量 mg/l	1.1	5.0	

※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令による排水基準(別表第2)

※2 「検出されないこと」とは、環境基本法第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準についての告示(平成9年3月告示第10号)により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

1.3 ごみ減量化の取り組み

令和元年度は、次のようなごみ減量施策について、重点的に取り組みました。

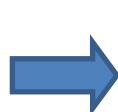
(1) 資源集団回収の促進

1回に 10t 以上資源を回収した団体に加算して交付する特別奨励金を交付していましたが、小規模団体は特別奨励金の交付条件を達成することができず、特別奨励金は交付されていませんでした。

下記のとおりに特別奨励金を廃止した代わりに、品目ごとの奨励金の「アルミ缶以外」を引き上げ、「アルミ缶」は引き下げて統一して、小規模団体への支援が手厚くなるように交付方法を見直し、令和2年度から適用しています。

【特別奨励金】

1回目	加算額 10,000円
2回目	加算額 30,000円
3回目以降	加算額 50,000円

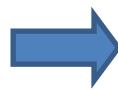


廃止

※一回あたり、10t 以上の回収があった場合に加算

【奨励金】

現 行	
対象品目	奨励金単価
紙類 (段ボール、新聞雑誌、牛乳パック)	4円/kg
布類(古着等)	4円/kg
アルミ缶	20円/kg



改正後	
対象品目	奨励金単価
紙類 (段ボール、新聞雑誌、牛乳パック)	すべて 5円/kg
布類(古着等)	
アルミ缶	

(2) 排出者負担の公平性の確保

ごみの減量と再資源化の促進、排出者の公平性を図るため、ごみ処理手数料の見直し作業を開始しました。

(3) 事業所のごみ減量化策の検討と指導

前年度搬入量が多い事業所については、産業廃棄物削減計画書を添付の上、処理申請書を受理し、搬入量をチェックして、指導しました。(4事業所)

廃棄物処理承認書交付時に廃棄物減量の啓発チラシを配布しました。

(4) 情報の発信

広報、FMたじみ(ピピ)、ホームページ、エコカレンダー等で、ごみ減量、分別方法の周知のための情報を発信し、ごみ減量を図りました。

(5) 環境フェア・講座の開催

夏休みを利用して親子エコクッキングを開催しました。エコクッキングの講座や親子で実際に調理してもらい、ごみ減量について学んでもらいました。また、環境フェアを通じ市民のみなさんに楽しみながら環境について考えてもらいました。

名 称 多治見市の環境・廃棄物
令和2年度版（令和元年度実績）
発 行 多治見市
編 集 環境文化部環境課
多治見市日ノ出町 2-15
TEL 0572 (22) 1580
E-mail: kankyo@city.tajimi.lg.jp
令和2年8月